

## 別表第4 水噴霧消火設備の点検の基準

### 1 機器点検

次の事項について確認すること。

#### (1) 水源

##### ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

##### イ 水量

規定量が確保されていること。

##### ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

##### エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

##### オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

##### カ 圧力計(圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

##### キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

#### (2) 加圧送水装置

##### ア ポンプ方式

###### (ア) 電動機の制御装置

###### a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

###### b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

###### c 表示

適正であること。

###### d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

###### e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

###### f ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

###### g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

###### h 表示灯

正常に点灯すること。

###### i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

###### j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

###### k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

###### (イ) 起動装置

###### a 手動式起動操作部

###### (a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

###### (b) 外形

変形、損傷等がないこと。

###### (c) 標識

- 適正であること。
- (d) 機能
  - 正常であること。
- b 自動式起動装置
  - (a) 起動用水圧開閉装置
    - ① 圧力スイッチ
      - 変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。
    - ② 起動用圧力タンク
      - 変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。
    - ③ 機能
      - 作動圧力値が適正であること。
  - (b) 火災感知装置
    - ① 感知器
      - 自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。
    - ② 閉鎖型スプリンクラーヘッド
      - スプリンクラー設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。
- (ウ) 電動機
  - a 外形
    - 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
  - b 回転軸
    - 回転が円滑であること。
  - c 軸受部
    - 潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
  - d 軸継手
    - 緩み等がなく、機能が正常であること。
  - e 機能
    - 正常であること。
- (エ) ポンプ
  - a 外形
    - 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
  - b 回転軸
    - 回転が円滑であること。
  - c 軸受部
    - 潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
  - d グランド部
    - 著しい漏水がないこと。
  - e 連成計及び圧力計
    - 正常に作動すること。
  - f 性能
    - 適正であること。
- (オ) 呼水装置
  - a 呼水槽
    - 変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
  - b バルブ類
    - 漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。
  - c 自動給水装置
    - 変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。
  - d 減水警報装置
    - 変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

イ 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

カ 標識

制御弁である旨の標識が適正に設けられていること。

(5) 水噴霧ヘッド

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 散水分布障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

(6) 流水検知装置及び圧力検知装置

ア バルブ本体及び附属品

漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常であること。

イ リターディング・チャンバー

変形、損傷、著しい腐食等がなく、オートドリップ等による排水が有効であること。

ウ 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであり、かつ、作動圧力値が適正であること。

エ 音響警報装置及び表示装置

機能が正常であること。

(7) 一斉開放弁(電磁弁を含む。)

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(8) 排水設備

ア 排水溝及び集水管

損傷、つまり等がないこと。

イ 区画境界堤

損傷がないこと。

ウ 消火ピット

損傷、つまり等がなく、油分離装置の機能が正常であること。

(9) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。

(1) ポンプ方式

ア 起動性能等

(ア) 加圧送水装置

正常に作動すること。

(イ) 表示、警報等

適正に行われること。

(ウ) 電動機の運転電流

適正であること。

(エ) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

イ 一斉開放弁

正常に作動すること。

ウ 放射圧力等

放射圧力、放射量、放射状態等が適正であること。

エ 減圧のための措置

機能が正常であること。

(2) 高架水槽方式及び圧力水槽方式

ア 表示、警報等

適正に行われること。

イ 一斉開放弁

正常に作動すること。

ウ 放射圧力等

適正であること。

エ 減圧のための措置

機能が正常であること。